

# 燃やせるごみ(有料)の出し方

## 燃やせるごみとは

「燃やせるごみ」を減らし、資源化していくことが大切です。

紙類やペットボトルなどのプラスチック製容器(限定7品目)は資源ごみに出してください。

生ごみは、コンポストや生ごみ処理機を活用し減量化に努めてください。

① 燃えるものである(金属など燃えないものが取り除かれていること)

② 長さが30cm未満であるもの ③ 資源ごみではないもの



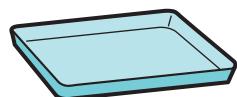
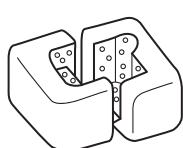
台所のごみ  
(生ごみなど)



資源ごみ以外の  
紙・布くずなど



容器包装プラスチック(限定7品目)以外の  
プラスチック類、皮革製品、ビニール、発泡スチロール  
(汚れを取り除くことができない容器包装プラ含む)



注意!

## 燃やせるごみの日に出せないもの

長さが30cm以上のごみは、焼却処理が困難なため、大型ごみで出してください。ビニールホース・レジャーシートなど大きいもの、長いものを燃やせるごみで出す時は、直径10cm以下・長さ30cm未満に切る必要があります。

## どうやって出すの?

- 「燃やせるごみ」は、全て「**黄色の指定袋**」に直接入れてください。
- 長さが30cm以上あるものは、入れないでください。
- 金具・ガラス・陶磁器などは取り除き、混入しないようにしてください。
- 生ごみは、水分をよくきって新聞紙などに包んでください。  
(水分が多く含まれていると余分な処理経費が必要になります。)
- 食用油や液状の薬品・塗料などは、布や紙などに吸わせるか、固化剤などで固めてください。
- 全て(ホース、ひも、ロープ、発泡スチロールなども)長さ30cm未満に切って、「**黄色の指定袋**」に直接入れてください。

この袋に入れましょう

指定袋(黄色)



現行の指定袋は「燃やせるごみ」以外の用途に引き続き使用できます



白色の  
指定袋

・資源ごみ  
・有害ごみ  
・埋立ごみ  
を出すとき



緑色の  
指定袋

・小型及び  
複雑ごみ  
を出すとき



指定袋の  
外装袋

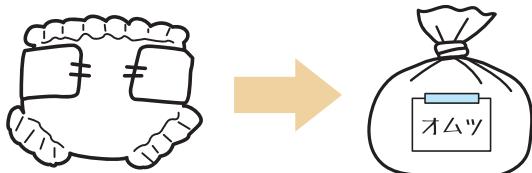
・資源ごみ  
・小型及び  
複雑ごみ  
・有害ごみ  
・埋立ごみ  
を出すとき

燃やせるごみ  
以外は外装袋が  
使えるんだね



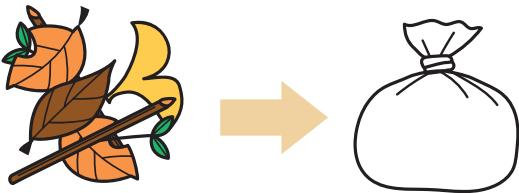
## 燃やせるごみの特例(白色の指定袋でも出せます)

**特例①** オムツ(紙・布)・  
尿とりパッド・おしりふき



白色の指定袋に直接入れて出すことができます。  
白色の指定袋にオムツと書いた張り紙をつけるか、  
(油性)マジックで直接記入して出してください。  
※ペット用のおむつ、シートなどは除きます。

**特例②** 草・葉・小枝など



土をよく落として、長さ30cm未満に切って  
白色の指定袋に入れて出すことができます。  
ただし野菜や果物、実、種、それらの調理くず、  
木材製品、竹製品などは除きます。

※特例には認定レジ袋、指定袋の外装袋は使えません。

## 新しい指定袋と指定袋の種類について

### 有料指定袋のサイズ別販売価格及び購入場所



45円



30円



20円



10円

1枚当たりの販売価格(税込み)

市内のスーパー・商店、ホームセンターなどで販売します。  
取扱店はP20~23の店舗一覧をご確認ください。



「燃やせるごみ」の指定袋の色が変わりました

令和2年4月1日から、家庭ごみのうち「燃やせるごみ」が有料化と  
なりました。それにともない、「燃やせるごみ」の指定袋の色を  
黄色に変更しました。

※「燃やせるごみ」には、指定袋の外装袋は使えません。

※大型ごみについては平成14年度から有料化されています(大型ごみ処分手数料納付券)。

